



報道関係者 各位

市川市 総務部長 蛸島 和紀

### 職員の処分について

地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の処分を行いましたので報告します。

#### 記

#### 1. 下水道部不適正事案

##### (1) 処分の理由

被処分者は、本市発注の土木工事の一般競争入札等に関し、武内建設株式会社の業務等にとって有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨又は有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和4年12月13日から令和6年4月22日までの間、50回にわたり、飲食店において、同社代表取締役から、代金合計約30万6,700円相当の飲食接待を受け、もって自己の職務に関し賄賂を収受した。

また、被処分者は、令和5年8月及び10月に実施された下水道関連工事計3件の一般競争入札等に関し、適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、当該代表取締役に、各入札における秘密事項である予定価格又は最低制限価格を教示し、もって事業者等に入札等に関する秘密を教示することにより、当該入札等の公正を害すべき行為をした。

(2) 被処分者 下水道部 次長 八田 一生 (59歳)

(3) 処分内容 免職

(4) 処分年月日 令和6年11月22日

(5) 処分の根拠法令 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

#### 2. 市のコメント

全体の奉仕者である職員が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起こらないよう服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

総務部 人事課長 吉成 悟

047-712-8573 (直通)